

平成28年度第2回市民健康づくり推進協議会議事録

日 時	平成29年3月16日（木） 13：30～15：00
場 所	平塚市保健センター 3階 会議室1、2
出席者	委 員 逸見委員、石橋委員、林委員、宮本委員、石原委員、中村委員、小田委員、鳥居委員、大木委員、後藤委員 事務局 高井部長、山田課長、柏木課長代理、磯部課長代理、小泉主査、阿部主査
傍聴人	なし

1 開会

2 議題

（1）平塚市健康づくり推進条例の制定について

事務局から、平塚市健康づくり推進条例について説明。

【委員】意見等特に無し

（2）平成29年度事業について

事務局から、平成29年度事業について説明した。

【委員】母子手帳の交付について、窓口が保健センターに統一されるということですが、このことを妊婦された方にはどのように周知されるのですか。

【事務局】窓口の周知についてですが、産婦人科等の各医療機関に、ちらしとポスターをお配りさせていただきました。こちらの窓口に来られる方は、妊娠の診断を受けた方ですので、近隣の医療機関で妊娠の診断を受けた方にお伝えしていただくようにお願いしております。その他には、広報ひらつかに掲載しております。また、ほっとメール等で周知していく予定です。

【委員】母子手帳の窓口が一本化されて、窓口に来られる方全員と面接するということは良いことだと思いますが、予約をして保健センターまで出向くということになると、働いている方が多い中で、もし自分がその立場であれば、予約をして窓口に行くというのは、なかなか難しいことだと思います。病院の予約の日程とうまく合えば良いですが、合わなかった場合には、仕事をまたお休みしなければなりません。先ほどの説明の中で、来所が難しい場合はお問い合わせいただきたいとのことでしたが、何か対応についてお考えはありますか。

【事務局】保健センターに来ていただくということは、生まれた後にも、引き続き乳幼児健診などでこちらの施設を御利用になるため、妊娠中からこの施設を知っていただきたいということもあります。また、働いている方々など、平日の昼間に来られることが難しい方がいらっしゃることも承知しております。そのため、電話予約の際に、開館時間に来ることができないというお話をあ

りましたら、臨機応変に対応する予定です。例えば、土曜日にしか来ることができないという御相談があれば、土曜日に事業を実施している日にもありますので、職員が出勤している日に合わせて対応させていただくことも考えられます。現在はまだ運用を開始しておりませんが、運用していく中で、対応について考えていく予定です。

【委員】土曜日などの対応については要相談ということは、周知の中には入っていいのでしょうか。

【事務局】そこまでは、今のところ考えていません。必ず土曜日にお受けしますということではなく、どうしても平日に来ることができない方については、個別に対応させていただきたいと考えております。必ず予約の電話は入れていただきますので、その時にどうしても来ることができないということでしたら、個別に対応する予定です。

【事務局】一般的には、産婦人科に行って妊娠したことが分かると、その足で母子手帳を取りに来られる方が多いという話をお聞きました。予約制と御説明しましたが、例えば、産婦人科に行って妊娠していることが分かり、病院からその足で予約をせずに窓口に来られても、それは受け付けいたします。

なぜ、平日以外が受けられないのかということですが、悩みの中には内容によって、保健師が対応した方が良いものや、助産師が対応した方が良いものもあります。また、栄養士が対応した方が良いものもあります。平日でしたら、さまざまな職種の専門職が対応することができます。しかし、例えば土曜日にしてすべての職種の職員を窓口のために出勤させることは難しいため、まずは平日にお受けして、予約なしであっても窓口に来られたら対応いたします。予約があった場合、平日の夜であれば来館できる場合には、残業して時間外勤務で対応したり、あるいは、特定の土曜日を開館して対応したり、その時の状況次第で職員が臨機応変に対応する予定です。近隣市につきましても、平日のみ実施するところと、土日も実施するところと様々ですので、近隣市の様子も見ながら、原則はそのような形でスタートさせていただき、場合によっては変更もあり得るということです。

【委員】ネットワークを組まなければならないケースがあった場合には、保健センターが中心となって、コーディネートしてくださるということでしょうか。

【事務局】これまででも、健康課を中心としたこども家庭課や県などのネットワークがありますが、相談を受ける窓口としての子育て世代包括支援センターができましたので、こちらからいろいろな情報を発信していきます。対応としては、既存のネットワークを使わせていただき、情報発信や調整をすることができると思います。

【委員】母子手帳についてですが、県の電子母子手帳の説明がありましたが、今まであった母子手帳はあり続け、電子母子手帳のみになってしまうわけではないということでしょうか。

【事務局】電子母子手帳という名称ですが、これはあくまでアプリとして自由に使っていただくツールです。これを使うと便利ですよというものであって、紙ベースの母子手帳がなくなるわけではありません。

【委員】腎・アイバンク、骨髓バンク事業の協力支援についてですが、腎友会の活動として、4月末の緑化まつりの際に財団からの啓発用のティッシュをお配りしています。2,000枚ぐらい配った時もありますが、受け取ってくださる方も少なくなってきたため、今年は、朝顔の種を合わせて配ったらどうかという意見から、100個購入して配布する準備をしているところです。予算の問題もあると思いますが、このようなところに協力支援を考えられないでしょうか。

【事務局】現在、そのような制度はありませんが、団体とのお話の中で、何か御協力できるものがあれば、相談させていただきたいと思います。

【委員】糖尿病重症化予防事業についてですが、担当された保健師さんたちは準備等

で大変だったと思いますが、非常に好評だったとのことですので、保健師さんたちは頑張られたと思っています。

【委員】糖尿病重症化予防事業についてですが、血液検査は無料なのですか。

【事務局】糖尿病重症化予防事業に参加した人の検査については、無料で実施いたしました。今年度は県の受託事業として行ったため、今回は無料で行いました。

【委員】今後のフォロー教室の血液検査については、いかがでしょうか。

【事務局】フォロー教室については、毎年国保の健診を受けていただければ、その結果が出てきますので、その結果をお持ちしていただければ、継続して血液の状況を把握することができます。特に、こちらの事業としての血液検査は実施することは考えておりません。

【委員】対象者の年齢層はどうなっていますか？

【事務局】70歳以下の方が対象になっており、70歳に近い年齢の方が多いです。

【委員】今の質問に関連して、この一年間を振り返ってみると、広報に糖尿病に関する啓蒙活動、あるいは周知というものが薄いのではないかと感じています。今、お話をありましたように、非常に良い結果が出ているので、さらに進めていこうということであれば、そういうものを活用すべきではないかと思います。

【事務局】今後、広報の特集などに取り上げる機会があると良いと思います。引き続き、参加者の募集につきましては、広報に出させていただく予定です。時期については未定ですが、国保の方で該当する方には、直接訪問させていただきますが、それ以外の方であっても同じ条件の方であれば参加できるよう広報に掲載する予定です。

【事務局】市民への周知という御意見ですが、今後、糖尿病重症化事業について県へ報告しますが、それに合わせて、今回の取り組みの内容について、写真等を盛り込みながら、ホームページ等に掲載していきたいと考えています。

3 その他

4 閉会

以上